

石綿(アスベスト)に関する大気汚染防止法・ 環境確保条例の規制について ～解体・改修等工事実施時の注意点～



東京都環境局
環境改善部 大気保全課

概 要

1. 石綿（アスベスト）の基礎知識
2. 大気汚染防止法及び環境確保条例の
規制内容

1. 石綿（アスベスト）の基礎知識

石綿とは (いしわた・アスベスト・せきめん)

◆天然に産出する鉱物繊維

蛇紋石族	クリソタイル(白石綿)
	クロシドライト(青石綿)
角閃石族	アモサイト(茶石綿)
	アンソフィライト(直閃石綿)
	トレモライト(透角閃石綿)
	アクチノライト(陽起石綿)

- ・ 建材等で使用された石綿の約9割がクリソタイル(白石綿)
- ・ 原料のほとんどが輸入され、総量は約1,000万トン(戦前・戦後計)
- ・ 極めて細かい繊維状物質で、頭髪の約5,000分の1



一般社団法人JATI協会提供

石綿の特性等

特性等	内容
紡織性	糸に紡ぐことができる
★ 不燃・耐熱性	燃えないで高熱に耐える
抗張力	引っ張りに強く切れにくい
耐薬品性	薬品に侵されない
★ 断熱性	熱を遮断する
耐摩耗性	擦っても磨り減らない
防音性	音を吸収し遮断する
絶縁性	電気を通しにくい
親和性	他の材料と混ぜ合わせやすい
経済性	原材料が大変やすい(安価)

➡ 耐火材

➡ 保温材・断熱材

- ・ 様々な分野で活用され、石綿製品は全体で約3,000種類
- ・ 約8割が建築材料で、その他が工業製品等

石綿による健康影響

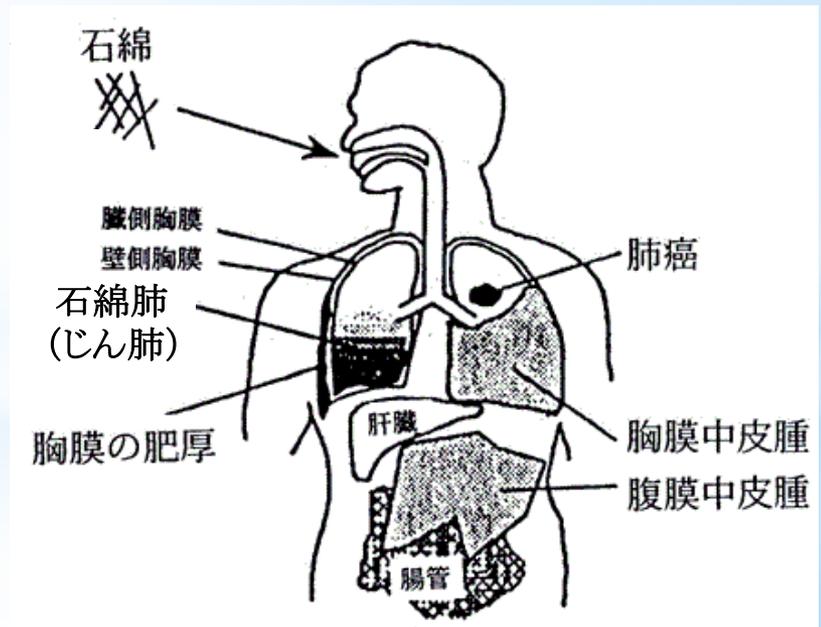
○石綿が原因で発症する病気

◆**空気中に浮遊する石綿を吸入することで発症**

- ・悪性中皮腫（潜伏期間20～50年）
- ・石綿肺（潜伏期間15～20年）
- ・肺がん（潜伏期間15～40年）など

※潜伏期間が長いのが特徴。
症状が出てから吸わない
ようにしても遅い。

⇒**作業中に吸わないように
対策することが重要！**



石綿含有建材（特定建築材料）

○質量で**0.1%を超えて**石綿を含有するもの

☆ 吹付け石綿
(レベル1)

☆ 断熱材等
(レベル2)

☆ 成形板等
(レベル3)

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

**全ての石綿含有建材が法令の
規制対象**

石綿含有建材と分類

★吹付け石綿（レベル1）

吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、
石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）、
石綿含有パーライト吹付けなど

★断熱材等（レベル2）

石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材

★成形板等（レベル3）

石綿含有ロックウール吸音天井板、窯業系サイディング、
パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、
ビニル床タイル（Pタイル）、石綿セメント円筒、
フレキシブルボード、けい酸カルシウム板第1種、等々

石綿含有仕上塗材（施工方法を問わず）、下地調整塗材も同様

※成形板等（レベル3）が石綿含有建材全体の約9割を占める。

石綿含有製品の製造（使用）時期

石綿含有製品の種類		製品の製造期間
吹付け石綿 (レベル1)	吹付け石綿	～昭和50年
	石綿含有吹付けロックウール(乾式・半乾式)	～昭和62年
	石綿含有吹付けロックウール(湿式)	～平成元年
	石綿含有吹付けバーミキュライト	～昭和63年
	石綿含有吹付けパーライト	～平成元年
断熱材等 (レベル2)	石綿含有保温材	～昭和63年
	石綿含有耐火被覆材	～平成9年
	石綿含有断熱材	～平成16年
成形板等 (レベル3)	石綿含有ロックウール吸音天井板	～昭和62年
	ビニル床タイル	～昭和62年
	ビニル床シート	～平成2年
	スレートボード、ケイ酸カルシウム板第1種、住宅屋根用化粧スレート、石綿セメント円筒、スレート波板、窯業系サイディング、等々	～平成16年
	押出成形セメント板	～平成18年
	石綿含有仕上塗装材(施工方法を問わず) 下地調整塗材も同様	仕上塗材～平成11年 下地調整材～平成17年

「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」(厚生労働省)をもとに作成。

2. 大気汚染防止法及び 環境確保条例の規制内容

大気汚染防止法上の用語の定義

★ 解体等工事

建築物その他の工作物（建築物等）を解体する作業または改造、補修作業を伴う建設工事

★ 特定建築材料

特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料

★ 特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事

★ 特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

★ 届出対象特定工事

吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）に係る特定工事

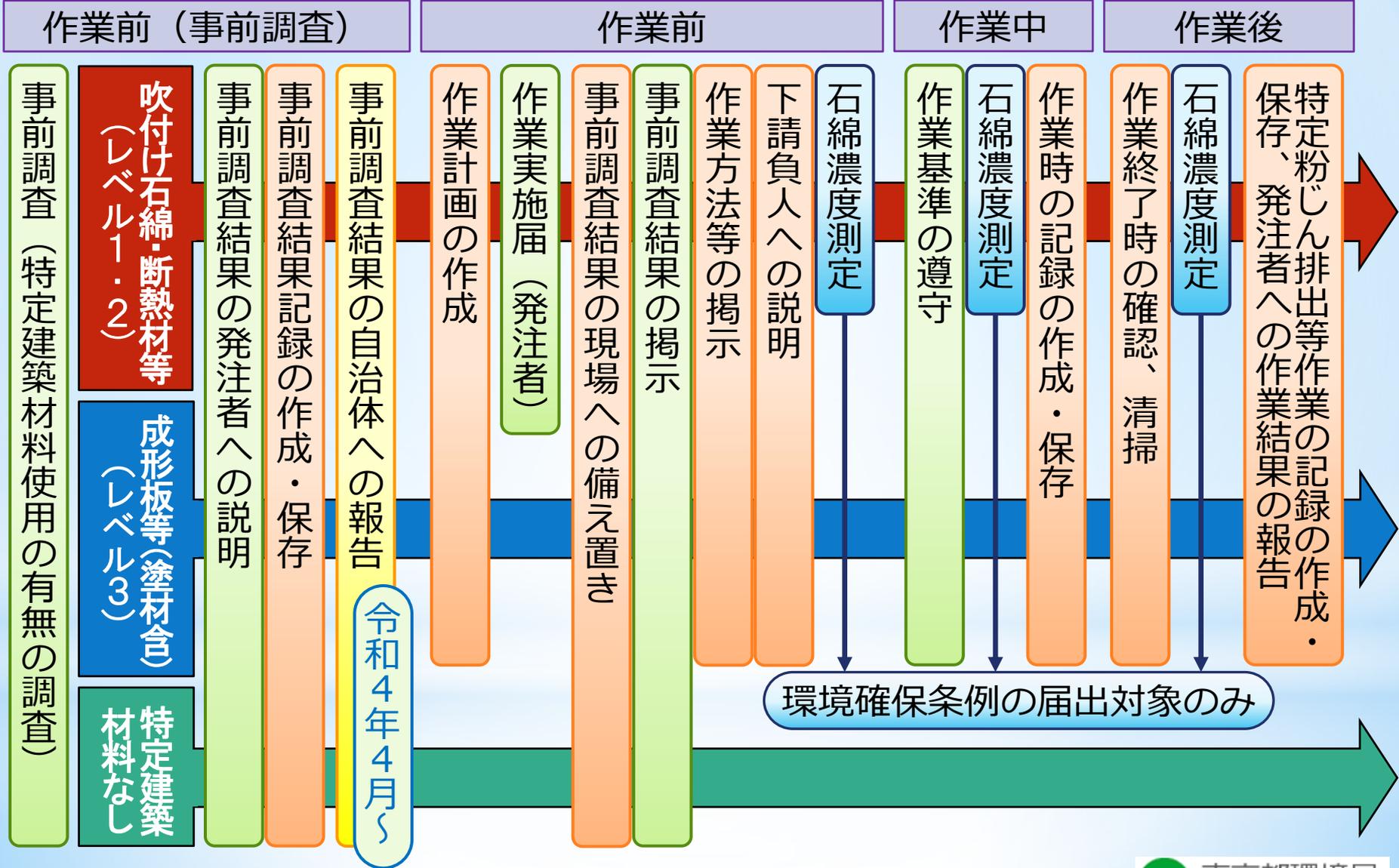
★ 元請業者

発注者から直接解体等工事を請け負った者（受注者）

★ 下請負人

元請業者から当該特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る）を請け負った他の者（孫請け以降を含む）

解体等工事の流れ



(1) 全ての解体等工事に適用される規制内容について

解体等工事の事前調査(特定建築材料の有無の調査)

元請業者(受注者)・自主施工者※

解体等工事を行う場合は、特定建築材料使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明しなければならない。(規模等にかかわらず**全ての**解体等工事が事前調査の対象)

なお、令和5年10月から建築物の事前調査については、必要な知識を有する者(建築物石綿含有建材調査者等)が行わなければならない。 (令和5年10月～)

※自主施工者 ⇒ 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者

発注者

設計図書、過去の調査記録等、特定建築材料の使用状況等に係る情報を有する場合は、当該解体等工事の元請業者に対してこれを提供するなど協力するほか、事前調査費用を適正に負担しなければならない。

事前調査の方法①

○事前調査の対象建材

次の建材の使用の有無を調査する。

- 特定建築材料
 - ・ 吹付け石綿（レベル1）
 - ・ 断熱材等（レベル2）
 - ・ 成形板等（レベル3）

全ての建材について調査が必要 !!!

事前調査の方法②

事前調査は必要な知識を有する者が行う必要がある

○事前調査の流れ

● 設計図書等による書面調査

使用されている建材の種類や製造年等を確認



石綿（アスベスト）含有建材データベース
<https://www.asbestos-database.jp/>

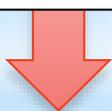
● 現地における目視調査

必ず現地で設計図書等と異なる点がないかなどを確認



設計図書等及び現場目視では石綿を含有していないと断定できない場合

※吹付け石綿や断熱材等の石綿含有の有無について目視では判断できない。



● 建材の分析による調査（分析調査）

石綿の有無を判定するための最も確実な方法

事前調査の方法③

令和5年10月～

○事前調査を行う者（資格者）

- 建築物の事前調査については「調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者※」に行わせることとされている。

※環境大臣が定める者

①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）

②一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

（令和5年9月までに登録された者）

⇒これらの資格者がいない場合は、資格者がいる外部機関等に事前調査を委託できる。

事前調査の方法④

○発注者から調査結果等を提供された場合

事前調査において、発注者から提供された情報等のみをもって、事前調査結果とすることはできない。

- ・情報等の漏れや見落とし、現況との差異などがなければ必ず現場で目視により確認 **(目視調査)**
- ・不明な場合は、分析により含有の有無を確認 **(分析調査)**

過去の分析調査では、**石綿を0.1%を超えて含む場合**でも、「石綿無し」と判定されている場合がある。

平成18年8月31日
以前に分析

石綿含有率0.1～1%の場合に「石綿なし」と記載されている場合があり、0.1%未満であることが明示されていない場合は再調査が必要

平成20年2月5日
以前に分析

石綿6種類のうち3種類しか分析されていない場合があり、6種類の分析結果が確認できない場合は再調査が必要

事前調査の方法⑤

○「みなし」について

- 設計図書等や現地の目視調査で特定建築材料使用の有無が判断できない場合は、分析調査を行うが、それをしないで「**石綿が有る**」とみなすことも可能。

⇒必要な届出や作業基準に基づく石綿の飛散防止対策を行った上で、除去等の工事を実施できる。

※「石綿が無い」とみなすことはできない。
必ず根拠をもって判断しなければならない。

事前調査結果の発注者への説明①

元請業者

- 事前調査結果について、発注者に対して**書面を交付して**説明しなければならない。更に、**届出対象特定工事**に該当する場合は、届出に必要な事項を書面に記載して発注者に説明する。

発注者

- 工事の着工前に、元請業者から事前調査結果を、**書面で説明**されたか、**必ず確認**する。

事前調査結果の発注者への説明②

○説明事項①

(1) 全ての解体等工事

- ・ 事前調査の結果、調査の終了年月日、調査の方法

(2) 特定工事に該当する場合

(1) に加えて

- ・ 特定建築材料種類、使用箇所、使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施の期間、作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名、連絡場所

事前調査結果の発注者への説明③

○説明事項②

(3) 届出対象特定工事に該当する場合は、前頁の(1、2)に加えて

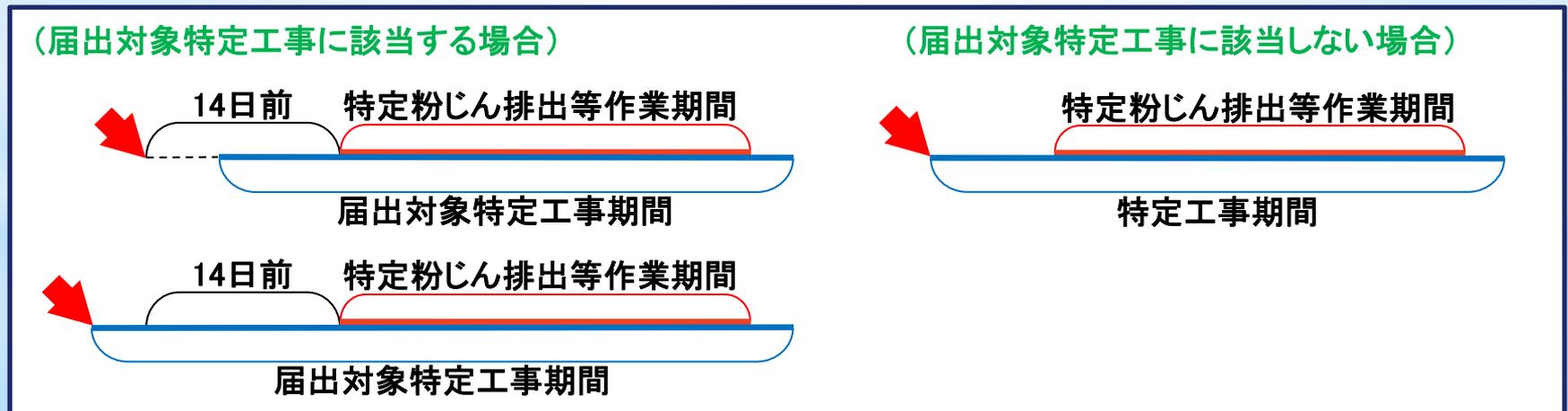
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業を下請負人が実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 法令で定められた方法以外の方法で石綿除去等を行うときは、その理由

事前調査結果の発注者への説明④

○説明の時期

事前調査結果の発注者への説明について、元請業者は、解体等工事の開始までに行う。ただし、**届出対象特定工事に該当し、かつ特定粉じん排出等作業を届出対象特定工事開始日から14日以内に開始する場合は、特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、行わなければならない。**

(特定粉じん排出等作業の開始日は、隔離養生等の準備作業を始める日であって、直接的な除去作業を始める日ではない。)



事前調査結果の記録、保存①

元請業者・自主施工者

- 事前調査結果の記録及び発注者への説明書面の写しは、解体等工事終了日から3年間保存
- 保存方法は、電子でも可

<記録内容>

(1) 全ての解体等工事

- ・ 発注者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・ 解体等工事の場所、名称、概要
- ・ 事前調査の終了日、事前調査の方法
- ・ 解体等工事に係る建築物等の着工日

事前調査結果の記録、保存②

<記録内容>

(2) 平成18年8月31日以前に着工した建築物等の場合は、前頁の(1)の記録内容に加えて

- ・ 解体等工事に係る建築物等の概要
- ・ 改修工事の場合は、建築物等の改修する部分
- ・ 事前調査を行った者の氏名 (令和5年10月～)
- ・ 分析調査を行った箇所、分析調査者、分析調査者の所属する機関・法人名
- ・ 各建築材料が特定建築材料か否か及び根拠
- ・ 事前調査を行った者が環境大臣が定める者であることの証明書類の写し (令和5年10月～)

事前調査結果の自治体への報告

令和4年4月～

元請業者・自主施工者

● 事前調査結果を都道府県等へ遅滞なく報告

・ 対象となる解体等工事

特定建築材料の有無に関わらず

建築物の解体	作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上
建築物の改造、補修	請負代金の合計が100万円以上
工作物の解体、改造、補修	環境大臣が定める工作物であって、請負代金の合計が100万円以上

- ・ 特定建築材料の種類ごとの有無、延べ床面積などを報告
- ・ 原則、電子システムによる報告

事前調査結果の掲示、現場への備え置き

元請業者・自主施工者

- 全ての解体等工事において公衆の見やすい場所に掲示が必要
- A3サイズ以上の掲示板を設置
- 事前調査結果の写しを現場に備え置くこと

<掲示内容>

- ・ 元請業者又は自主施工者の氏名、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・ 事前調査の終了日
- ・ 事前調査の方法
- ・ 事前調査の結果
- ・ 特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

**ここまでの内容は
特定建築材料の有無にかかわらず
全ての解体等工事が対象！**

(2) 特定粉じん排出等作業に 該当する場合について

作業計画の作成

元請業者・自主施工者

- 特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成

<計画内容>

- ・発注者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間
- ・特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を示した工程概要
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- ・特定粉じん排出等作業を行う下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

特定粉じん排出等作業実施の届出①

発注者 自主施工者

- 吹付け石綿(レベル1)、断熱材等(レベル2)が使用されている建築物等の解体等工事を実施する場合は、大気汚染防止法に基づき、工事発注者が**作業開始日の14日前までに届出(届出対象特定工事)**

工事の場所	届出・相談窓口
23区	各区の環境主管課
八王子市	八王子市 環境部 環境保全課
八王子市以外の市	[延べ面積2,000m ² 未満の建築物] 各市の環境主管課
	[延べ面積2,000m ² 以上の建築物・すべての工作物] 東京都多摩環境事務所 環境改善課
瑞穂町・日の出町・ 檜原村・奥多摩町	東京都多摩環境事務所 環境改善課
島しょの町村	東京都環境局 環境改善部 大気保全課

特定粉じん排出等作業実施の届出②

○届出事項等

- ・発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・届出対象特定工事の場所
- ・特定建築材料の種類、その使用箇所、使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法
- ・法令で定められた方法以外の方法で石綿除去等を行うときは、その理由

<添付する書類>

- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- ・特定粉じん排出等作業を下請負人が実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

石綿飛散防止方法等計画の届出①

発注者

自主施工者

- 吹付け石綿(レベル1)、断熱材等(レベル2)が使用されている建築物等の解体等工事が、次の要件のいずれかに該当する場合は、大気汚染防止法の届出と併せて、**都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)**に基づく届出も必要。
(届出窓口は大気汚染防止法と同じ)
- ・ 吹付け石綿の使用面積が15m²以上の場合
- ・ 建築物の延べ面積(工作物では築造面積)が500m²以上の場合

石綿飛散防止方法等計画の届出②

○届出事項

- ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定工事の名称
- ・石綿の飛散防止方法
- ・排水の処理
- ・石綿濃度の測定
- ・粉じん飛散防止方法

作業方法等の掲示

元請業者・自主施工者

- 特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に掲示が必要
- A3サイズ以上の掲示板を設置

<掲示内容>

- ・発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・届出対象特定工事の場合は、届出年月日、届出先
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間、方法

下請負人への説明

元請業者

- 下請負人へ次の事項を説明

<説明内容>

- ・ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積

作業基準の遵守義務等

元請業者・自主施工者

下請負人

- 特定工事の元請業者、下請負人、自主施工者は、**作業基準を遵守**しなければならない。
- 元請業者は、下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、**指導**に努めなければならない。

※**指導を行わない場合、作業基準適合命令等の対象となり得る。**

作業基準①

元請業者・自主施工者

下請負人

- 特定粉じん排出等作業計画を作成し、この計画に基づく作業の実施
- 特定粉じん排出等作業の方法を掲示
- 特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまで保存
(施工の分担に応じて、下請負人も記録し保存)
- 元請業者は下請負人が作成した記録により、作業が作業計画に基づき適切に行われたか確認
- 除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせる
- 上記のほか規則で定める作業基準の遵守

作業基準②（作業における措置）

○吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）の除去①

- ・ 特定建築材料の除去を行う場所（作業区画）をプラスチックシート等で隔離養生し、作業区画出入口に前室（セキュリティゾーン）を設置
- ・ 作業区画、前室を負圧に保つため、集じん・排気装置を使用
- ・ 初めて除去作業を行う日の作業開始前に集じん・排気装置の正常稼働を使用場所で確認
- ・ 除去作業開始前及び**中断時**に、作業区画及び前室が負圧に保たれていることを確認
- ・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化

作業基準③（作業における措置）

○吹付け石綿(レベル1)、断熱材等(レベル2)の除去②

- ・ 除去作業開始直後、及び集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置のフィルタを交換した場合、その他必要がある場合に随時、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認
- ・ 特定建築材料の除去後、隔離養生を解く前に除去部分に飛散抑制のための薬液を散布、作業区画内の清掃その他の特定粉じんの処理をした上で、特定粉じんの大気中への排出、飛散のおそれがないことを確認

作業基準④（作業における措置）

○断熱材等（レベル2）をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去

- ・ 特定建築材料の除去を行う部分周辺を事前に隔離養生
- ・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化
- ・ 特定建築材料の除去後、隔離養生を解く前に除去部分に飛散抑制のための薬液を散布、作業区画内の清掃その他の特定粉じんの処理

◆隔離養生について、負圧は不要。

作業基準⑤（作業における措置）

○石綿含有仕上塗材の除去（解体、改造、補修）

- ・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化（※）
- ・ 特定建築材料の除去後、作業区画内の特定粉じんを清掃

※電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次の措置が必要

- ◇特定建築材料の除去を行う部分周辺を事前に隔離養生
- ◇除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化
- ◇除去後は、隔離養生を解く前に作業区画内の清掃その他の特定粉じんの処理
- ◆隔離養生について、負圧は不要。

作業基準⑥（作業における措置）

○成形板等の除去（解体、改造、補修）

- ・ 特定建築材料を切断、破砕等せずにそのまま取り外す（※）
- ・ 特定建築材料の除去後、作業区画内の特定粉じんを清掃

※そのまま取り外せない場合

⇒けい酸カルシウム板第一種

- ◇ 特定建築材料の除去を行う部分周辺を事前に隔離養生
- ◇ 特定建築材料を薬液等により湿潤化
- ◇ 除去後は、隔離養生を解く前に作業区画内の清掃その他の特定粉じんの処理
- ◆ 隔離養生について、負圧は不要

⇒その他の成形板等

- ◇ 特定建築材料を薬液等により湿潤化

作業基準⑦（作業における措置）

○改造、補修工事における、吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）の除去又は囲い込み等

- ・ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は、吹付け石綿、断熱材等の除去と同じ作業方法
- ・ 囲い込み等を行うに当たっては、特定建築材料の劣化状態などを確認し、劣化等が著しい場合は除去
- ・ 特定建築材料の切断・破砕等を伴う吹付け石綿の囲い込み、断熱材等の囲い込み等を行う場合や、吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、吹付け石綿、断熱材等の除去と同じ作業方法

石綿濃度測定

○大気中における石綿の飛散状況の監視

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づき、石綿飛散防止方法等計画の届出に該当する場合は、**工事開始前**、**工事中**、**工事終了後**において、敷地境界のうち、集じん・排気装置の排気口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所で行う。

（工期が6日を超える場合は、6日ごとに1回以上、2区画以上にわたって行われる場合は、区画ごとに1回以上実施）

作業の実施状況の記録、確認

元請業者・自主施工者

下請負人

- 元請業者、下請負人、自主施工者は、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、**特定工事終了まで保存。**

<記録項目>

- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・ 隔離養生による作業をした場合は、集じん・排気装置の稼働状況に係る確認日、確認方法、確認結果（補修等の措置を含む）及び確認者名

元請業者

- 元請業者は、下請負人作成の記録について、作業計画に基づき適切に行われたかを確認

除去等が完了したことの確認

元請業者・自主施工者

- 元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去等の完了後に、完了したことの確認を適切に行うために**必要な知識を有する者（※）**に確認を行わせる。

※必要な知識を有する者

⇒事前調査を行う者

⇒石綿作業主任者（ただし、当該現場に配置された者に限る）

作業結果の報告

元請業者

- 特定粉じん排出等作業完了時に、元請業者は次の事項について、発注者に対して**書面を交付して報告**
- 書面の写しを特定工事終了日から3年間保存
- 保存は、電子でも可

<報告内容>

- ・ 特定粉じん排出等作業の完了年月日
- ・ 作業実施状況の概要
- ・ 作業完了の確認をした者の氏名など

特定粉じん排出等作業に関する記録、保存

元請業者・自主施工者

- 次の事項の記録を作成し、特定工事終了日から3年間保存
- 保存は、電子でも可

<記録内容>

- ・発注者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- ・下請負人、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、実施状況
- ・負圧状況、集じん・排気装置の稼働状況の確認日、確認方法、確認結果
- ・特定建築材料除去等の作業完了の確認日、確認結果、確認者
- ・隔離を解く前の確認をした年月日、確認方法、確認結果、確認者

罰則規定

元請業者・自主施工者

下請負人

発注者

- 計画変更命令・作業基準適合命令等に違反したとき
- 届出対象特定工事の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去、囲い込み等を法に定める方法により行わなかったとき（直接罰）
- 事前調査結果を都道府県に報告しなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき（令和4年4月～）
- 事前調査、特定粉じん排出等作業方法等、作業結果などについて、都道府県による報告の求めに応じないとき、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 届出対象特定工事に該当しない 場合について

○作業実施に関する届出は必要か？

- ・作業実施届は不要。
- ・事前調査報告の要件に該当する場合は、都道府県等への結果報告は必要。(令和4年4月～)

ただし、区市独自の条例や要綱などにより、届出等が必要となる場合があるので、必ず所管の区市に確認すること。

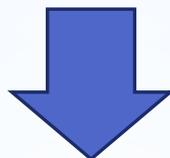
なお、成形板等の除去に関する作業基準や遵守事項などの詳細については、東京都のアスベストに係るマニュアル等を必ず確認すること。

**この他に、石綿障害予防規則や
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の規制等もあるので、
必ずそちらも確認すること。**

○事前調査で特定建築材料を見落とした事例①

<概要>

- 事前調査において、天井裏の吹付け石綿の見落とし
 - ・ 調査実施者は、建築物石綿含有建材調査者等の資格なし
 - ・ 設計図書等には、天井裏での石綿使用に関する記載なし



解体工事に着手し、天井板を外したところ、天井裏に吹付け石綿の使用が判明

事前調査では、「**有資格者**」が設計図書等のみではなく、**必ず現場目視**（必要に応じて分析調査）により、石綿含有の有無を判定することが原則（特に「**非露出部**」は注意）。

○事前調査で特定建築材料を見落とした事例②

<概要>

- 集合住宅において、吹付け石綿の違いの見落とし

当該吹付け石綿について、**代表的な箇所**で採取・分析を実施したところ、石綿含有なしと判断。



行政機関による立入検査時に、**特定の一室**において、他とは異なる質感（仕様）の吹付け石綿があることが判明



分析の結果、石綿の含有を確認

建物の改修履歴・現場での吹付け石綿の色の違いなどの情報を参考に、**施工状況が異なる箇所ごとに、漏れなく調査**することが重要。

○着工後に特定建築材料が新たに見つかること…

- 行政機関からの指導・処分等
(発注者、元請業者、下請負人ともに告発される可能性)
- 解体が進んでいる場合、通常の方法では除去等の作業ができないなど、多くの手間と非効率な飛散防止対策が必要
- 建材の分析や石綿濃度測定（大気測定）の追加実施
- 周辺住民等が不信感を抱くなど、コミュニケーションが困難になり工事が進まない…

などにより、工期・工費等が大幅に膨らむことも…

**建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による
適切な事前調査を行うことが重要!!**

工事で石綿を周辺に飛散させると、信用を失い、その工事が続けられなくなるばかりか、それ以後の工事を実施することが難しくなる。

また、一番被害を受けるのは作業従事者で、会社は将来健康被害の補償をしなければならない。

このような損失を防ぐために

【重要】

- 建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による的確かつ詳細な事前調査の実施
- 法令に基づいた作業基準等による工事の実施

石綿関係ホームページ

★ 東京都環境局

東京都 アスベスト情報サイト

で検索 

★ 環境省

環境省 石綿問題への取組

で検索 

★ 東京労働局 (厚生労働省)

東京労働局 アスベスト関連のお知らせ

で検索 

★ 国土交通省

国土交通省 石綿問題への対応

で検索 

石綿作業等関連マニュアル・通知・他

- ◆ **建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル**（令和3年3月 厚生労働省・環境省）
- ◆ **石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）**
（令和3年3月 環境省）
- ◆ **大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について**
（令和2年11月30日 環境省 環水大大発第2011301号）
- ◆ **石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について**
（令和2年8月4日 厚生労働省 基発0804第2号）
- ◆ **石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【1.20版】**
（平成30年3月 厚生労働省）
- ◆ **アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）**
（平成29年7月 環境省）
- ◆ **目で見えるアスベスト建材（第2版）**
（平成20年3月 国土交通省）